

## 【緊急地震速報受信装置等の取得に係る特例税制の概要】

大規模地震対策が必要とされる地域内において、不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設、その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、緊急地震速報受信装置などの地震防災対策用資産を取得した場合、**税制上の優遇措置を受けることができます。**

### 1. 特例措置の内容

対象資産を平成26年4月1日～平成32年3月31日までの期間内に取得した場合、対象設備に対して課税されることとなった年度から**3年度分の固定資産税について、課税標準額を3分の2に減額**することができます。

### 2. 対象資産

- ① 緊急地震速報受信装置(これと同時に設置する専用の報知装置を含む。)
- ② 緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)
- ③ 感震装置(①及び②と同時に設置する場合。)

### (参考) 税制優遇の対象資産のイメージ

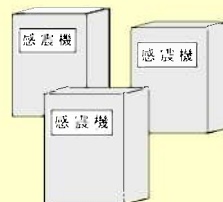
#### 緊急地震速報受信装置



- 【受信】 気象庁発表の緊急地震速報を受信
- 【算出】 設置場所における予測震度・到達時間を算出(算出しないで気象庁発表の緊急地震速報をそのまま使うタイプもある)
- 【制御】 表示装置に情報を表示させたり、緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

緊急地震速報受信装置については、下記URLに紹介されています。  
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/katsuyou/receiver.html>

#### 感震装置



- 【感知】地震の初期微動(P波)を感知
- 【制御】緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

※緊急地震速報受信装置と感震装置を一体的に整備し、緊急地震速報とP波の両方の情報を用いることで、より高い精度で制御を行うことが可能。

### 制御

#### 報知装置



周囲の人達に報知

壁面等に設置し、周囲の人達に猶予時間や推定震度を知らせることにより、身構える等の行動を促す。

#### 緊急遮断装置

危険物等の供給を遮断

受信装置(又は感震装置)からの信号を受けて、燃料等の配給管の遮断弁を作動させ、ガス・油等の危険物の流出を防止。

※ 報知装置・緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置と一体的に整備する場合、感震装置は緊急地震速報受信装置・緊急遮断装置と一体的に設置する場合に、特例措置の対象となります(報知装置のみ、緊急遮断装置のみ、感震装置のみを整備する場合は対象外です。)

### 3. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人又は個人事業者で、以下の要件1及び2に該当する者

(要件1) 以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営していること

- ① 物品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（30人以上収容）、病院、劇場、旅館その他**不特定多数の者が出入りする施設**
- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の**危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設**
- ③ 鉄道事業その他**一般旅客運送に関する事業**
- ④ その他地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業  
〔大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業〕

⇒対象事業者の詳細については、下段問い合わせ先URLで公表されているパンフレットのp5～に記載されています。

(要件2) 当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること

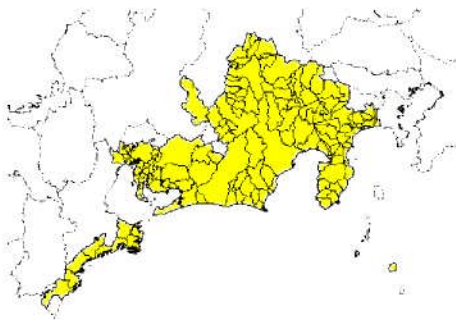
- ① 東海地震に係る地震防災対策強化地域
- ② 南海トラフ地震防災対策推進地域
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

⇒対象自治体のリストについては、下段問い合わせ先URLで公表されているパンフレットのp8～に記載されています。

(参考) 対象地域 ※自治体数は平成29年4月1日現在のもの

東海地震に係る地震防災対策強化地域図

1都7県157市町村



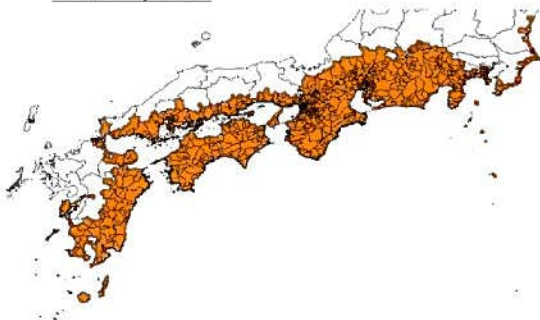
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域図

1道4県  
117市町村



南海トラフ地震防災対策推進地域図

1都2府26県  
707市町村



- : 東海地震に係る地震防災対策強化地域
- : 南海トラフ地震防災対策推進地域
- : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

#### 💡 税制のお問い合わせ先

※ 申請窓口は各市町村の税務課となります。申請手続きや特例措置が適用されるかご確認されたい場合は、お近くの税務課にお問い合わせください。

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付 税制担当

（住所）〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 （電話） 代表 03-5253-2111 内線 51318

◇ 内閣府防災担当ホームページ（税制特例関係）⇒下記URLより、本税制の詳細や参照条文が入手できます。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguseido.html>